

みどり通信

第240号 2018. 4. 6

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 今知っておきたい相続の話	P5	● あとがき	P10
● 生命保険	P7	● 営業カレンダー	P11
● 一倉定の経営心得	P8		



加茂の春の風物詩、今年も加茂川で鯉のぼりが元氣に泳いでいます♪

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

4月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、4月6日のホームページ掲載のものからです。

読み手が知りたいと思うツボを引きつける・・・

1日のこのブログで書かせていただきましたが、今月1日からの日経新聞「私の履歴書」はジャパネットたかたの創業者高田明さん。毎日この記事を読むために日経新聞を開くのが楽しみとなっています。今日で6回目。30日までの連載ですのであと24回。

書かれている内容は、単なる自身の振り返りではなく、新聞の読み手が知りたいと思うツボを引きつけるように書き綴られている点。

まさにテレビでおなじみの甲高いセールス話法と同じような気がしてきました（講演会でお聞きした際、あの甲高い引きつける声はあのときだけの口調で普段は全く違うと言うことをご本人が語っていたのにはなるほどと思った記憶が甦ってきました）。

「仕事がない。金がない。“田舎に帰ろう”。そうするしかなかった…」。

からの始まり。読んでいて、何か人を引き寄せるものがあると改めて感じてしまっています。

カメラ店で、「店でじっと待っていてもフィルムを持ち込む客は少ない。これでは、やって行けないから… …」と考えたあげくの営業手法。

「大口の法人のお客様も大事だが、一人ひとりのお客様相手が一番…」。

今日6日は、「価格競争 スピードで大手と勝負 ビデオカメラ販売も開始」です。



昭和60年にソニーがビデオカメラ・ハンディカムを発売。人気となった4年後に発売されたハンディカムのパスポートサイズの製品。売れると直感した高田さんは、ソニーの営業所に通い特約店の資格を。現像やプリントの仕事でどこのお宅に子供がいるかわかつてていたので、「夜、ちょっとおじゃましていますか」と、昼のうちにお客様の了解を取り付け、訪問販売。ハンディカムで撮影したお子さんの映像をテレビに映し出すと、その瞬間、子供や孫が「テレビスター」に変わる。訪問した2件に1件が買ってくれたとのこと。

そして、九州で最も多くハンディカムを販売するお店になったそうです。月に200台の目標設定まで・・・。更に続く、連載が楽しみです。

高田さん著書の『高田明と読む世阿弥 昨日の自分を超えていく』が3月30日に発売されたようです。

昨日の自分を超えていく——。
ライバルは「昨日の自分」。
他人と自分を比べず、「自分史上最高」を全力で追う。
ただそれだけでいつか自分がなりたいと思う自分になれる。
ジャバネットたかたの創業者・高田明が
いつも頑張っているあなたに伝えたい成長のルールとは。

早速読んでみたいと思います！

税理士 山 口 昇



平成30年度税制改正 所得拡大促進税制

今回は平成30年度の法人税税制改正『所得拡大促進税制』についてご紹介させていただきます。

所得拡大促進税制とは

青色申告書を提出している法人（又は個人事業主）が、一定の要件を満たした場合、雇用者給与等支給増額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除（税額の10%（中小企業者等は20%）が上限）できる制度です。

1. 中小企業向けの制度概要（改正前）

中小企業については、以下の3要件を満たした場合に、「基準年度（平成24年度）の給与等支払額からの増加額の10%が控除」されるほか、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額から2%以上増加した場合にはさらに、「前年度の給与等支給額からの増加額の12%が控除」されます（ただし法人税額の20%を限度）。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 要件①「給与等支給額」 | → 基準事業年度（平成24年度）から3%以上増加 |
| 要件②「給与等支給額の総額」 | → 前事業年度以上 |
| 要件③「平均給与等支給額」 | → 前事業年度を上回る |

2. 中小企業向けの改正内容（改正後）

（1）賃上げ要件の見直し

適用要件の①および②が廃止され、③の平均給与等支給額の要件について「比較平均給与等支給額から1.5%以上増加していること」に改正されます。

また、平均給与等支給額の計算基礎となる「継続雇用者」の範囲について、当期および前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者とされます。

（2）控除税額の計算方法の見直し

前年度の給与等支給額からの増加額の15%を控除することとされます。

また、税額控除限度額も当期の法人税額の20%に引き上げられます。

(3) 人材投資に積極的な企業に対する控除率の引き上げ

中小企業については、以下の要件を満たすときは控除率が15%から25%に引き上げられます。

- ①平均給与等支給額が比較平均給与等支給額から2.5%以上増加していること
- ②次のいずれかの要件を満たすこと
 - 1)教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から10%以上増加していること
 - 2)事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと

まとめ 一中小企業の所得拡大促進税制の内容一

(1) 適用要件

	大企業	中小企業
賃上げの要件	平均給与等支給額が比較平均給与等支給額から3%以上増加していること	平均給与等支給額が比較平均給与等支給額から1.5%以上増加していること
設備投資額の要件	国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること	不 要

(2) 控除税額の計算

	大企業	中小企業
原則	給与等支給增加額×15%	給与等支給增加額×15%
控除率の上乗せ	給与等支給增加額×20%	給与等支給增加額×25%
上乗せのための要件	教育訓練費の額が比較教育訓練費(前期・前々期の平均)の額から20%以上増加していること	<ul style="list-style-type: none">①平均給与等支給額が比較平均給与等支給額から2.5%以上増加していること②次のいずれかの要件を満たすこと<ol style="list-style-type: none">1)教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から10%以上増加していること2)経営力向上計画の認定+経営力向上が確実に行われたものとして証明されたこと
税額控除限度額	当期の法人税額の20%	当期の法人税額の20%

※ 参考までに大企業と中小企業を比較した資料です。

※ 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

今知りたい相続の話

その2『実際の相続事例①』

病気療養中のご主人が帰らぬ人に。

奥様と二人暮らし（もともとお子さんはいらっしゃいませんでした）だったため、
奥様はご主人の財産は、すべて奥様ご自身
が相続するものと思い込んでいて、当社にて相続のご相談と相続手続きを受託。

妻 = 夫

(病気死亡)

(子供はなし)

<その対応>

子供がいないからと言っても、遺言がない限り自動的に奥様が全財産を取得することはできません。

法律上の財産の取得順位は、下記のとおりです。

まず、誰が法定相続人となるのかについてですが、これは、被相続人の「子」「直系尊属」「兄弟姉妹」および「配偶者」です。これら以外の人は、親族であっても法定相続人とはなりません（民法900条）。

次に、上記の「子」「直系尊属」「兄弟姉妹」「配偶者」についても、これらに該当すれば必ず相続できるというわけではなく、相続できる順位が決められています。

民法上の法定相続人は、

第一順位が 配偶者と子

第二順位が 配偶者と直系尊属（両親など）

第三順位が 配偶者と兄弟姉妹

よって、今回のケースは、直系尊属がすでに亡くなっているとのことでしたので、法定相続人は「奥様とご主人の兄弟姉妹」ということになります。

もし、兄弟姉妹のうち、すでに亡くなられている方がいらっしゃる場合は、その子供が相続権を引き継ぐことになります。

今回のケースでの法定相続人は、奥様と兄弟姉妹6人（すでに2名が亡くなられており、そのうちお一人にはお子様が3人）でしたので、奥様・兄弟姉妹3人・亡くなられた兄弟姉妹の子供3人の合計7人となります。



結果的には、奥様以外の方たちは遺産分割協議書において財産をいらない旨の意思表示をされたため、すべての財産を奥様が相続されました。

権利者全員の署名と実印をいただくために、2ヶ月以上時間を要した次第でありました。

<教訓>

今回のケースでは、ご主人が生前に遺言書で「奥様にすべての財産を相続させる」という旨の意思表示をしておくことにより、奥様がすべての財産をスムーズに相続することができた・・・ということとなります。

※ 遺言によって相続人に財産を渡す場合であっても、その内容に関わらず相続人が相続できる最低限の法定分を『遺留分』といいます。

遺留分は、相続人の態様によって下記のように定められており、兄弟姉妹には遺留分はありません。

相続人の態様	相続財産に対する各相続人の『遺留分』
配偶者のみ	$\frac{1}{2}$
配偶者と子1人（代襲相続を含む）	配偶者： $\frac{1}{4}$ 子： $\frac{1}{4}$
子1人のみ（代襲相続を含む）	$\frac{1}{2}$
配偶者と父母（直系尊属のみ）	配偶者： $\frac{1}{3}$ 父母： $\frac{1}{6}$
父母（直系尊属のみ）	$\frac{1}{3}$ ※兄弟姉妹には遺留分なし

※ 当社では、無料で相続の相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

今回のテーマ

標準保障について③

●運転資金対策資金



企業における経営者の死というものは、想像以上にダメージが大きいものです。社長が優秀であるほど、その死と共に取引先との糸が途切れてしまい、売上が減少してしまうケースが少なくありません。また、経営者の死後、一回でも支払が滞れば、経営実態とは無関係に悪い噂は広まるものです。事実とは関係なく、資金繰りも一気に悪化し倒産に追込まれてしまいます。企業とは赤字で倒産するのではなく、資金繰りが詰まることによって倒産するものなのです。

次期後継者についても、信用・信頼・営業力が不足してしまうのは否めません。その不足を補うために、資金のバックアップがあれば、世代交代もスムーズにいくでしょう。

企業の存続を考えた場合には、「借入金対策資金」と並んで重要な資金となるのです。



運転資金対策資金額は、経営者が亡くなり、後継者が以前の売上まで回復する期間によって変わってきます。

販売管理費月額を計算し、回復する月数を乗して算出します。

担当：堀内勇一

一倉定の経営心得シリーズ

その三十五

クレーム自体の責任は追及しないが、
クレームを報告しない責任と
指示したクレーム対策を直ちに
実行しない責任は追及せよ。

クレームに対する正しい態度は謝罪と迅速な解決である。それ以外は一切不要である。クレームに対する社長の正しい姿勢にもとづき、正しい処置をすることこそ、わが社の信用を高めるのだ。：

まず第一にしなければならないのは、「クレームが発生した時に、責任者を叱つてはならない」ということである。クレームを叱つたら、社員は社長に対してクレームを報告せずに、自分たちだけでもみ消そうとするようになる。誰しもわざわざクレームがつくよう仕事をしているわけではない。みんな一生懸命やっているのだ。叱ることはやめるべきである。：「お客様のクレームは直ちに報告せよ。クレーム自体の責任は追及しないが、クレームを報告しなかつたことに対しては責任をとらせるし、指示されたクレーム対策を直ちにとらない場合の責任は追及する」という指導こそ本当なのである。

火災保険

「火災保険のトラブルと対応」

保険契約をする際に重要な事項をはじめとして、保険会社から保険契約者等への適正な説明不足により、苦情やトラブルが発生することがあります。ここでは保険契約時の説明不足や物件確認不足から生じたトラブル事例の一部をご紹介したいと思います。

- 数年前に住宅を購入した際に、長期の火災保険に時価で加入した。建物の評価は年々下がっているようだが、このままの契約金額で契約を更新して問題はないのか。

……年月の経過により保険金額が評価額を上回る場合がありますので、定期的に評価額を確認する必要があります(時価契約)。

なお、現在の契約が時価契約であれば「新価契約」(その物件と同じもの新たに取得するのに必要な金額を基準にした契約)への変更をお勧めします。

- 自宅マンションの水道管の不具合により室内が水浸しになり、家財に損害を被った。

保険金請求をしたところ、家財については保険金が支払われたが、水道管の修理には保険金が支払われなかった。

- 2階の窓を開けたまま外出したところ、急に降り出した雨が室内に吹き込み、壁紙や家財がダメになってしまった。保険金を請求したところ、窓の閉め忘れによる雨吹き込みについては保険金が支払われないという。

……給排水設備そのものに生じた損害は水漏れ損害にはあたらないため、補償の対象外です。

雨、雪などの吹き込みによって生じた損害が対象になるのは、建物または窓、ドア等の開口部が風災、雪災によって直接破損した場合に限られます。

水漏れ損害については、補償範囲に関する苦情が多く寄せられていますので、十分に説明を受けることが必要です。

- 地震により自宅建物に損害を被った。長年にわたり地震保険を契約していたが、主要構造部分の損害額は建物の時価の3%未満ということで保険金は支払われなかつた。契約時はそのような説明は聞いていない。

……地震保険では、損害の程度により全損・半損・一部損の3区分に分類し、その区分に応じて保険金が支払われます。一部損については建物は、損害額が建物の時価の3%以上20%未満。家財は時価の10%以上30%未満の場合に保険金が支払われます。契約時に保険金額の設定方法等についても十分な説明を受ける必要があります。

- 賃貸住宅入居時になぜ火災保険の契約をつける必要があるのか説明を受けたことがない。

……賃貸住宅の借主が加入する火災保険については、万が一に備えた賠償資力を確保するために、借家人賠償責任保険が有効です。

これからのお研修

● 相続無料相談会

当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください

開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

● まちなかゼミナール

上町コミュニティーセンター

4月21日（土） 10:00 ~ 12:00

5月12日（土） 13:00 ~ 16:00



あとがき

4月になりあたたかい日も増え、すっかり春らしくなってきました。この時期は、たくさん的人が新たな生活をスタートする時期でもあります。

その一人として私も新たなスタートを切ることとなりました。先月の3月31日をもって、自分の夢を実現するため退職いたしました。その際には、多くのお客様からのありがたいお言葉をいただき感謝でいっぱいです。一生忘れられない私の宝物、財産となしました。お客様との出会いができたのは、山口会計で仕事をしていたからこそです。この出会いを大切にし、次のステップにしていきたいと思います。

今まで本当にお世話になりました。

ありがとうございました。

感謝・感動・感激！！！

渋木洋子

◆◆ 山口会計営業カレンダー ◆◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp